

由布市告示第16号

令和7年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和7年2月18日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和7年2月25日火曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
高田 龍也君	坂本 光広君
吉村 益則君	田中 廣幸君
加藤 裕三君	平松恵美男君
太田洋一郎君	加藤 幸雄君
鷲野 弘一君	長谷川建策君
佐藤 郁夫君	渕野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
佐藤 孝昭君	甲斐 裕一君

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第1回（定例）由布市議会 会議録（第1日）

令和7年2月25日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和7年2月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第6号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第7号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第14 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）」
- 日程第16 議案第1号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 議案第2号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第18 議案第3号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第19 議案第4号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第20 議案第5号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第21 議案第6号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第22 議案第7号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第23 議案第8号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 議案第9号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 議案第10号 農業委員会の委員の任命について

- 日程第26 議案第11号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第27 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 議案第13号 湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第29 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第15号 由布市学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第16号 由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第17号 由布市川西児童体育館条例の廃止について
- 日程第33 議案第18号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第19号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第20号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第21号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第22号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議案第23号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第39 議案第24号 由布市企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第40 議案第25号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第41 議案第26号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第42 議案第27号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第43 議案第28号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第44 議案第29号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第45 議案第30号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第46 議案第31号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第47 議案第32号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第48 議案第33号 市道路線（下市見取2号線）の認定について
- 日程第49 議案第34号 市道路線（鶴田ツル3号線）の認定について

- 日程第50 議案第35号 市道路線（上市立烏帽子線）の認定について
- 日程第51 議案第36号 市道路線（北方宮田3号線）の認定について
- 日程第52 議案第37号 市道路線（赤野北口原線）の認定について
- 日程第53 議案第38号 市道路線（赤野東原線）の認定について
- 日程第54 議案第39号 市道路線（向原屋敷線）の認定について
- 日程第55 議案第40号 市道路線（上市城畑2号線）の認定について
- 日程第56 議案第41号 市道路線（上市城畑3号線）の認定について
- 日程第57 議案第42号 市道路線（下市上大六6号線）の認定について
- 日程第58 議案第43号 市道路線（下市下大六6号線）の認定について
- 日程第59 議案第44号 市道路線（下市見取3号線）の認定について
- 日程第60 議案第45号 市道路線（下市下嶋線）の認定について
- 日程第61 議案第46号 市道路線（古野本村南4号線）の認定について
- 日程第62 議案第47号 市道路線（古野北屋敷ツル線）の認定について
- 日程第63 議案第48号 市道路線（赤野南口原線）の認定について
- 日程第64 議案第49号 市道路線（湯平地区ふれあい公園線）の認定について
- 日程第65 議案第50号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第66 議案第51号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第67 議案第52号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第68 議案第53号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第69 議案第54号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第70 議案第55号 令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第71 議案第56号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第72 議案第57号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第73 議案第58号 令和7年度由布市一般会計予算
- 日程第74 議案第59号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第75 議案第60号 令和7年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第76 議案第61号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第77 議案第62号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第78 議案第63号 令和7年度由布市水道事業会計予算
- 日程第79 議会基本条例調査検討特別委員会の設置

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第6号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第7号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第14 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）」
- 日程第16 議案第1号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 議案第2号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第18 議案第3号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第19 議案第4号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第20 議案第5号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第21 議案第6号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第22 議案第7号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第23 議案第8号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 議案第9号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 議案第10号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第26 議案第11号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第27 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 議案第13号 湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第29 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例の制定について

- 日程第30 議案第15号 由布市学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第16号 由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第17号 由布市川西児童体育館条例の廃止について
- 日程第33 議案第18号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第19号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第20号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第21号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第22号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議案第23号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第39 議案第24号 由布市企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第40 議案第25号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第41 議案第26号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第42 議案第27号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第43 議案第28号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第44 議案第29号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第45 議案第30号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第46 議案第31号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第47 議案第32号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第48 議案第33号 市道路線（下市見取2号線）の認定について
- 日程第49 議案第34号 市道路線（鶴田ツル3号線）の認定について
- 日程第50 議案第35号 市道路線（上市立烏帽子線）の認定について
- 日程第51 議案第36号 市道路線（北方宮田3号線）の認定について
- 日程第52 議案第37号 市道路線（赤野北口原線）の認定について
- 日程第53 議案第38号 市道路線（赤野東原線）の認定について

- 日程第54 議案第39号 市道路線（向原屋敷線）の認定について
- 日程第55 議案第40号 市道路線（上市城畑2号線）の認定について
- 日程第56 議案第41号 市道路線（上市城畑3号線）の認定について
- 日程第57 議案第42号 市道路線（下市上大六6号線）の認定について
- 日程第58 議案第43号 市道路線（下市下大六6号線）の認定について
- 日程第59 議案第44号 市道路線（下市見取3号線）の認定について
- 日程第60 議案第45号 市道路線（下市下嶋線）の認定について
- 日程第61 議案第46号 市道路線（古野本村南4号線）の認定について
- 日程第62 議案第47号 市道路線（古野北屋敷ツル線）の認定について
- 日程第63 議案第48号 市道路線（赤野南口原線）の認定について
- 日程第64 議案第49号 市道路線（湯平地区ふれあい公園線）の認定について
- 日程第65 議案第50号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第66 議案第51号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第67 議案第52号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第68 議案第53号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第69 議案第54号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第70 議案第55号 令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第71 議案第56号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第72 議案第57号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第73 議案第58号 令和7年度由布市一般会計予算
- 日程第74 議案第59号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第75 議案第60号 令和7年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第76 議案第61号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第77 議案第62号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第78 議案第63号 令和7年度由布市水道事業会計予算
- 日程第79 議会基本条例調査検討特別委員会の設置

出席議員（18名）

1 番 首藤 善友君

2 番 志賀 輝和君

3 番 高田 龍也君

4 番 坂本 光広君

5 番	吉村 益則君	6 番	田中 廣幸君
7 番	加藤 裕三君	8 番	平松恵美男君
9 番	太田洋一郎君	10番	加藤 幸雄君
11番	鷺野 弘一君	12番	長谷川建策君
13番	佐藤 郁夫君	14番	渕野けさ子君
15番	佐藤 人已君	16番	田中真理子君
17番	佐藤 孝昭君	18番	甲斐 裕一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	工藤 由美君	書記	富川 由佳君
書記	中島 進君	書記	生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			古長 誠之君
財政課長	大久保 暁君		
総合政策課長兼地方創生推進室長			一法師良市君
人権・部落差別解消推進課長			富川 賢治君
監査委員会事務局長心得			後藤 康成君
会計管理者	二宮 啓幸君	建設課長	衛藤 武君
都市景観推進課長心得	伊藤 学君	水道課長	砂田 剛士君
商工観光課長	大塚 守君	農業委員会事務局次長	長松喜久一君
環境課長	渡辺 隆司君		
福祉事務所長兼福祉課長			後藤 昌代君
子育て支援課長	藤川 祐子君	保険課長	河野 妙子君
高齢者支援課長	田代 由理君		
挾間振興局長兼地域振興課長			井原 和裕君

庄内振興局長兼地域振興課長	……………	佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長	……………	米津 康広君
教育次長兼教育総務課長	……………	安部 正徳君
学校教育課長	…………… 麻生 久君	社会教育課長 …………… 吉倉 芳恵君
スポーツ振興課長	…………… 坂本 猛芳君	消防長 …………… 大嶋 陽一君
代表監査委員	…………… 大塚 裕生君	

午前10時00分開会

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。これより、令和7年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、吉村益則君、6番、田中廣幸君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの25日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの25日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をタブレットに掲載しておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和7年第1回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして、心から感謝申し上げます。

本定例会において提案いたしますことにしております報告7件、諮問2件、承認1件、議案63件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

そして、本日、お手元のタブレットに行政報告を掲載しておりますので、御一読いただきますようお願い申し上げます次第です。

少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について報告を申し上げます。

まず12月18日に、湯の坪街道周辺地域クリーンアップ協議会設立総会が行われました。12月議会におきまして由布市ポイ捨て等の防止に関する条例を可決いただきましたので、地元団体の方々とともに協議会を設立し、健康で安全かつ快適な生活環境の確保に向けて協議を行いました。今後とも市民の方は暮らしやすく、訪れた方は気持ちのよい環境づくりに万全を期してまいる所存でございます。

次に、12月28日には年末特別夜警を実施していただいております由布市消防団挾間方面隊の皆様方へ夜警活動に対するお礼と激励を申し上げ、また本年1月19日には庄内総合運動公園にて消防団員の士気高揚と資質向上を目的とした由布市消防団特別点検を実施いたしました。改めまして由布市消防団の皆様方には昼夜を問わず消防・防災活動に御尽力をいただいておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げます次第です。

続きまして、1月22日には東京都で行われましたB&G全国サミットへ出席いたしました。

続いて、1月24日には九州防衛局にて日出生台演習場における在沖縄米軍による沖縄県道104号線越えの実弾射撃訓練の分散実施について、防衛大臣及び九州防衛局長へ要望活動を行ったところでございます。

1月29日には全国市長会理事評議員合同会議社会文教委員会に出席し、厚生労働省より社会保障施策をめぐる最近の動向についてなどの説明を受けました。

次に、今回も様々な分野の方から大会出場と受賞報告をいただきました。1月23日には河野誠二様、12月26日には由布はさま太鼓の皆さん、1月9日には三重野百香様、1月16日に特別養護老人ホーム若葉苑の皆さん、2月4日にスポーツクラブHASAMAの皆さんからうれしい御報告をいただきました。多くの方々が様々な舞台で幅広く活躍している姿に大変頼もしく、またうれしく思った次第です。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので

よろしくお願いいたします。以上、報告いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の行政報告は終わりました。

次に、会議規則第144条の規定により、令和6年第4回定例会において趣旨採択されました請願の処理の経緯と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和6年第4回定例会におきまして御審議をいただきました請願につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

請願受理番号5、件名、「豪雨による災害対策（塚原地区）」に関する請願について。

まず、由布岳、鶴見岳の土砂災害対策についてですが、由布岳側の高速道路に流れ込んだ土石流に対して、その上流にある溪流については大分県中部振興局が治山事業に取り組んでおり、再度、災害防止のため対策工事を始めています。鶴見岳側の土石流箇所については、林野庁大分森林管理署、大分県中部振興局が治山事業に取り組んでいます。

市といたしましては、山地災害防止の治山事業の推進について、引き続き要望を行ってまいります。

次に、高速道路雨水排水対策、農業用施設等の災害対策並びに人家への被災対策につきましては、現在、高速道路からの流末箇所について土砂の流下対策の調査研究を行っています。地区内道路整備につきましては、現在の計画路線の早期完成に向け事業に取り組んでおります。

また、陳情受理番号7、温湯川の土石水害復旧（土石流対策護岸）及び枝温湯地区の生活路の防災対策（緊急避難路の確保）に関する請願についてですが、現在、由布院盆地南側山地からの雨水を安全に大分川まで流す方法はないか、調査を行っております。今後、土石流等の対策計画、雨水排水計画につきましては、地域の方と情報共有し進めていくこととしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 請願処理の経過及び結果報告は終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議員、浏野けさ子さん。

○議員（14番 浏野けさ子君） 皆さん、おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、浏野けさ子です。令和7年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての御報告を申し上げます。

会議結果。

1、会議名、令和7年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。日時、令和7年1月27日月曜日午後1時30分から。会期は1日です。場所は大分市、大分県医師会館6階研修室。出席状況、議員の出席状況は出席25名。

次に、議事日程でございますが、議第1号、大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて。令和6年9月4日の任期満了に伴い、副連合長に日

野康志氏（九重町長）を選任するため議会の同意を求めるものです。全員一致で同意しました。

議第２号、令和７年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、一般会計の予算額は御覧のとおりでございます。歳入の主なものとして構成市町村からの事務負担金を１０億３,２７３万４,０００円、財政調整基金からの繰入金１億１,６９３万７,０００円とするものです。歳出の主なものとして、総務費を３億１,９５７万５,０００円などとするものです。全員一致で可決しました。

議第３号、令和７年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、特別会計の予算額は御覧のとおりでございます。内容は、歳入の主なものとして、市町村支出金を４０８億７,１６９万円などとするものです。歳出の主なものとして、保険給付費２,２７２億８,１１０万３,０００円などとするものです。賛成多数で可決しました。

議第４号、令和６年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）、現計予算額等は御覧のとおりでございます。第三者行為に係る訴えの提起を行うため弁護士への委託料として３４万６,０００円を計上し、同額を予備費から減額するものです。全員一致で可決しました。

議第５号、令和６年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第２号）、特別会計の現計予算額等は御覧のとおりでございます。出産育児支援金について全国の後期高齢者の負担額が増加したことにより、支払基金拠出金を１９９万円増額し、同額を予備費から減額するものです。賛成多数で可決しました。

議第６号、大分県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部改正について。刑法等の一部改正に伴い、大分県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例中、「懲役」を「拘禁刑」に変更するものです。全員一致で可決しました。

議第７号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。低所得者に対する保険料の均等割額の所得判定基準について、被保険者数に乘じる額を５割軽減で２９万５,０００円から３０万５,０００円に、２割軽減では５４万５,０００円から５６万円にそれぞれ改定し、軽減判定所得を引き上げるものです。また、急患等として、保険医療機関または保険薬局を受診した被保険者に係る保険料について、資力の活用が可能となるまでの期間として６月を最長１年に徴収を猶予できることとするものです。全員一致で可決しました。

議第８号、訴えの提起について。第三者行為における過失割合交渉において、相手方より提示された根拠が明確でないため法的手続によりその根拠を求めるものです。全員一致で可決しました。

報第１号、専決処分した事件の承認について。被保険者証の返還を求められ、これに応じない者に対し１０万円以下の過料を科するという条文を削る専決処分を令和６年１１月２９日に行っ

たため議会に報告し、承認を求めるものです。賛成多数で可決しました。以上、報告させていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告は終わりました。

日程第4. 市長の施政方針

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 令和7年第1回由布市議会定例会の開会に当たり、令和7年度予算案や様々な議案を御審議いただくのに先立ちまして、私の市政運営に臨む上での考え方を申し述べさせていただきます。

ここ数年、毎年のように豪雨等の自然災害にさいなまれていますが、去年は1月の能登半島地震に始まり、8月には初の南海トラフ地震臨時情報の発令、台風10号等による災害等が発生しました。当市においては令和2年から続く災害の復旧・復興を急いでいる中、台風10号による度重なる被害を受けたことになり、大分県や大分市への支援を要請し、復旧に向けて迅速な取組を進めてきたところでございます。

一方、経済面ではコロナ禍が過ぎ、約30年ぶりの物価上昇に直面するなど、新たな局面を迎えた年ではなかったかと感じております。政府はデフレからの脱却を確実なものとし、コストカット型経済を転換させ、賃上げや活発な投資が牽引する民需主導の自律的・持続的な経済成長を確かなものにするために潜在成長率を高めていかなければならないとしております。日本銀行による経済物価上昇の展望においては、令和7年は海外経済が緩やかな成長を続けるもとで緩やかな金融環境を背景に、所得から支出への前向きな循環メカニズムが徐々に強まることから、潜在的成長率を上回る成長を続けると考えられるとされており、持続した経済の成長が期待されるところでございます。

今年は巳年です。蛇が脱皮を繰り返して成長することから、新しい挑戦に前向きな姿勢を示す年とも言われております。由布市となり20年を迎える節目の年でございます。私にとりましても新たな挑戦、飛躍の年と位置づけ、これまでの政治信条として参りました公平・公正を継続しながら覚悟を持って取り組んでまいります。

また第2次総合計画と足並みをそろえる形で取り組んでまいりました5つの思いと7つの約束の成果を土台に、さらに市民一人一人が安心して暮らせるまちづくりのために全力を尽くしてまいり所存でございます。

それでは、令和7年度の市政運営に当たっての5つの基本姿勢を述べさせていただきます。

まず、安全安心で快適なまちづくりです。冒頭でも触れましたが、近年は毎年のように全国でも大規模な自然災害が続いております。去年は由布市においても台風10号による豪雨により、

床上・床下浸水をはじめ道路施設や農地・農業施設に対して甚大な被害を受けております。現在も復旧事業のさなかではございますが、一日も早い復旧に向け優先して事業に取り組んでまいります。

また、昨年は県の中小河川洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等が新たに公表されたことから、令和2年に発行した由布市防災マニュアルの改訂版として由布市防災マップを作成し、市内で全戸配布をしたところでございます。本マニュアルをとおしてお住まいの地域の災害リスク等を確認していただき、防災の基本である自助についての取組に役立てていただければと考えております。

さらに、共助でもあります自主防災組織の活動強化、防災士の育成には継続して取り組むとともに、各地域での防災講和等を積極的に行う中でその重要性を伝えながら、自助・共助・公助のバランスを取りながら、由布市全体の地域防災力の強化と市民皆様方の防災意識の高揚に努めていきたいと考えております。

令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた湯平地区の復興状況は、緊急避難所については、今年7月末に完成をする予定です。その後は、緊急避難路やポケットパークの整備、遊歩道の照明工事、ふれあいホール前の人道橋整備と復旧・復興に向けた工事を計画的に進めてまいります。

消防機能の広域連携としまして、昨年10月から119番通報に対する県全域の消防指令センターが全面運用となりました。大規模災害発生時は、災害情報の一元管理と関係機関と効率的な情報共有が図られ、これまで以上にスムーズな対応が可能となると考えております。さらに、応援協定に基づく迅速な相互支援活動を行ってまいります。今後も、自助・共助・公助が連携して、災害に強い安心・安全なまちづくりを目指してまいります。

次に、道路をはじめとする都市基盤・良好な住環境の実現に向けては、道路事業につきましては生活道の整備を進めるとともに維持管理にも力を入れ、安心・安全な道路網の構築を目指してまいります。さらに、橋梁・トンネルや各インフラの安全と長寿命化を確保するため定期点検及び調査を実施し、計画的・効果的な補修工事を進めてまいります。

都市基盤の整備については、由布市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、計画的な都市形成を図りながら、将来にわたって持続可能なまちづくりと災害に強い居住地の形成を引き続き目指してまいります。特に、挟間地域の排水対策については、近年の大雨による水路等からの出水の状況を踏まえ、継続して既存排水路の改修を行っていくとともに、挟間・下市地区においては新たな排水路の設置に向けた測量設計を行ってまいります。

次に、公共交通網の取組ですが、これからもみんなで守り育てる持続可能な公共交通の実現を目指して、利便性の向上に向けた路線の拡充を図り、誰もが利用しやすい公共交通網の充実を進めてまいります。

また、多様化する住民のニーズに対応していくため、福祉施策等と連携し、公共交通サービスの維持・充実を図るとともに、地域協議会、民間事業者などとも連携をしながら、多様な主体がそれぞれの特徴を生かした公共交通の運営を支える仕組みづくりに取り組んでまいります。

さらに、移住・定住施策については、由布市の魅力発信の充実を図りながら移住補助金や空き家の利活用補助金などの制度活用を促進し、移住者に選ばれるまちを目指してまいります。

次に、生活環境に関する取組ですが、広域6市による新たなごみ処理施設、新環境センターの令和9年度中の供用開始に併せてごみの収集・運搬及び処理業務に係る経費削減対策に引き続き取り組み、市内の中継施設の整備及び家庭ごみの減量化の啓発を進めてまいります。また、市内で散見されるごみのポイ捨てに対しては、由布市ポイ捨て等の防止に関する条例を本年4月から施行し、市民及び事業者・交流者の皆さんと協働して対策に取り組んでまいります。

ますます深刻化する地球温暖化も重要な問題です。豪雨による災害が全国で発生し、由布市でも毎年のように大きな被害が出ています。このような豪雨による災害は、地球温暖化に起因するものと考えられます。令和2年10月に政府が2050年カーボンニュートラルを表明して、将来排出する二酸化炭素が正味ゼロとなるよう取り組むことが発表されました。市といたしましても、環境保全と自然エネルギー活用の調和を図りながら取組を進めてまいります。

次に、重要なインフラである水道についてですが、令和6年3月に策定した由布市水道ビジョンの基本理念である「豊かな水環境を未来へつなぐゆふの水道」の実現に向けて、安全・標準・持続の基本方針に基づき、将来にわたって健全な水道事業を維持し、安全かつ安定した水道供給を持続するため老朽施設の更新や施設の耐震化を計画的に進めるとともに、挾間浄水場浄水池の新設工事により水道の安定供給の向上を図ってまいります。

また、大規模災害時の対応といたしまして、日本水道協会や日本水道協会大分県支部との相互応援体制の確認、大分県薬剤師会検査センターとの応援協定により緊急の水質検査と給水車の借入れ体制を整えてまいります。

また、由布市管工事組合との災害時における応援措置の協力について協定を締結しています。今後も万が一に備えた体制を整備してまいりたいと考えております。

2つ目は、人を育むまちづくりです。

無限の可能性を秘め、地域の宝である子どもたちを安心して健やかな成長を見守り育むことができるよう、保育所等の待機児童ゼロに向けての対策、高校生までの医療費助成事業や3歳未満満を対象としたすくすくおむつクーポン配布事業を継続してまいります。

また、新たに認可保育所等の3歳未満児第1子の保育料の無償化の実施により認可保育所の保育料を完全無償化し、放課後の居場所づくりのためのゆふいん児童クラブ・くすのき児童クラブの建設に取り組んでまいります。

また、こども家庭センターにおいて全ての妊産婦や子育て世帯への一体的な相談支援を行い、要支援児童等への支援体制を強化してまいります。今後も家庭・地域・学校・企業・行政がそれぞれの役割を果たす中で、連携して子育てに関わる切れ目のない寄り添ったサービスを提供し、子育て応援日本一のまちを目指してまいります。

次に、教育環境の整備に向けた取組ですが、子どもたちがともに学び、心豊かでたくましく自立した人として成長できるよう「由布学」の取組を充実させるほか、GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台のタブレット端末の活用等を通して人材育成事業に取り組み、児童生徒の学びの充実を図るとともに、地域に貢献できる人材育成を目指してまいりたいと考えております。

いじめ・不登校への対応については未然防止、初期対応、組織的対応に取り組み、全ての児童生徒が安心して登校できる学校づくりに努めてまいります。また、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため幼稚園、小学校、中学校の給食費の無料化並びに認可保育所の4歳・5歳児の給食費の補助に取り組んでまいりたいと考えております。

学校施設の整備については、由布市学校施設長寿命化計画に基づき、安全性・機能性の確保を優先としつつトータルコストの縮減と平準化に努め、良好な教育環境が維持できるよう取り組んでまいります。さらに、人生100年時代をより豊かに生きるため、全ての人が生涯を通じて学び続け、知的好奇心にあふれた心豊かな生活を送ることができるよう高齢者大学をはじめ家庭教育講座、障がい者の学びの支援など、多種多様な学習機会の提供と環境整備に努めてまいります。

3つ目は、医療・福祉のまちづくりです。

急速な少子高齢化社会の進展にあって、誰もが住み慣れた地域で支え合いつながり共に生きることができるよう社会的に支援の必要な方にも配慮し自分らしい生活を安心して送れるような取組を進めていく必要があります。多様化・複雑化している支援ニーズに対応するために、他職種間での連携協働が重要となります。令和7年度より本格実施予定の重層的支援体制整備事業や医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化に努めてまいります。高齢者世帯は年々増加傾向となっております。住み慣れた地域で自分らしい生活が安心して送れるよう相談体制の充実を図るとともに、他職種による在宅医療・介護連携を推進し、包括的な支援体制の充実に加えて本人の選択と本人家族の心構えとして人生会議の取組を推進してまいります。

また地域での通いの場となるお茶の間サロンや各種教室等において介護予防・フレイル予防の普及啓発に取り組み、健康寿命の延伸につなげてまいります。

次に、健康づくりの推進についてですが、市民の皆様の心身の健康を第一として健康寿命の延伸を目標に昨年度策定いたしました第3期由布いきいきプランに基づいてライフステージに応じた健康意識や健康行動を高めるための啓発活動や健康教育等に取り組んでまいります。

また健康づくりの習慣を身につけるため、自分で決めた健康づくりの実践や各種健診・教室への参加など、記録してポイントを貯めるゆふ健康マイレージ事業は、これまで参加の少なかった青壮年期に向けた取組を強化するため見直しの検討を行い、健康立市の取組を深化させてまいります。

さらに生活習慣病の早期発見・早期治療開始のため、特定健診受診の必要性を広く周知し受診率を向上させるとともに、保健指導対象者には健康結果を自ら理解して生活習慣を改善するための行動目標を設定し、望ましい生活習慣が定着するよう支援してまいります。ほかにも健康教室など第3期データヘルス計画に基づき、健康・医療情報を活用した効果的な健康事業を実施することにより生活習慣病の予防及び重症化予防につなげ、市民の皆さんの健康の維持及び医療費の適正化に取り組んでまいります。

4つ目に、産業振興のまちづくりです。

市内中小企業の支援施策につきましては、急速に進む物価高騰や人手不足など、厳しい経済・社会情勢の変化に対応して経営力や競争力の強化につながるよう施策を推進してまいります。具体的には、生産性向上を目的としたDX化や販路拡大、人材育成や労働環境の改善等を支援するとともに、人手不足緩和に向けた令和6年度に導入しました短期就労マッチングシステム「ゆふマッチボックス」の活用推進を図ってまいります。

引き続き、市内企業の交流促進や由布市内での創業・継業支援を実施し、市内事業者の発展と地域経済の活性化に向けて取り組んでまいります。

観光施策につきましては、由布市まちづくり観光局が主体となり実施するマーケティング事業やプロモーション事業を基盤として、市内各観光協会との連携を図りながら観光素材の磨き上げに取り組む中で、湯布院地域はもとより由布市全体の周遊観光につながる施策を推進して、住んでよし、訪れてよしの観光地づくりに取り組んでまいります。

また4月からは大阪関西万博が開催されることから、西日本・九州の魅力を一体となってプロモーションする西のゴールデンルートアライアンスや、大阪観光局が主体となって健康・美・長寿をテーマに地方の誘客を図る健康・美・長寿推進協議会等の活動を通して由布市観光の魅力を国内外に発信することはもとより、さらなる誘客促進を図りたいと考えております。

次に、農業振興についてですが、中山間地域の人口減少や高齢化・担い手不足などにより農業経営体の減少や耕作放棄地が増大しています。加えて資材等の価格高騰が続く中、農業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあります。

こうした中、引き続き担い手の確保・育成を推進するため、スタートアップファームでの就農体制を図るとともに、既存の研修制度や専門員による営農指導によりベリーーツ・白ネギ・梨などの園芸推進品目の産地拡大と経営安定に向けた取組を継続して、併せて年々増加・増大しており

ます鳥獣被害の原因となっている耕作放棄地の対策にも取り組んでまいります。

また、地域との話し合いによって策定された地域計画と中山間地域等直接支払第6期対策についてブラッシュアップを行いつつ、担い手や集落営農法人への農地の集約等に向けた取組を行ってまいります。

畜産については、耕畜連携をさらに推進していくとともに、自給飼料の生産拡大による経営の安定化を図ることができるよう対策を講じてまいります。また、地域ブランド確立に向けて一般社団法人ユフイズムと協働して特産品の開発やイベント等での情報発信を行うとともに、グリーンツーリズムを通して都市と農村の交流による由布市の魅力を発信し、1次、2次、3次産業の一体的な好循環を図る取組を支援してまいります。

最後に、未来へ持続可能な行政運営です。

行政運営は、限られた行財政資源を活用しながら多様化・複雑化している行政課題に柔軟に対応し、良好な行政サービスを提供することにより、市民満足度の高いまちづくりを進めることが求められております。社会経済の動向を注視しながら、将来にわたり良質な公共サービスを効率的に提供できるよう持続可能な行財政運営に努めてまいりる中で、第3次由布市総合計画の策定に取り組んでまいります。

まちづくりの主人公は市民の皆様であるとの理念の下、市民皆様の思いを尊重し、協働によるまちづくりに向けて、地域コミュニティ組織の設立支援に引き続き取り組んでまいります。既に設立されております4つのまちづくり協議会に対しましては、市内企業・団体をはじめ包括連携協定を締結する企業・団体等の協力を得ながら地域共生への取組を進めてまいります。

また、質の高い市民サービスの提供と行政事務の生産性向上に向けては、デジタル技術の活用により行政事務のデジタル化や情報システムの最適化に取り組み、積極的に自治体DXを推進してまいります。特に市民の皆様の利便性向上を図るため、窓口キャッシュレス端末の導入、オンライン申請の電子決済やマイナンバーカードによる電子申請の導入により市民サービスのデジタル化を促進するとともに質の高い市民サービスを市民一人一人が享受できるよう、デジタルデバイド対策にも取り組んでまいります。

令和5年度から開始しました市民提案型連携協働事業につきましては、新たな価値や持続性を生み出し、将来へつなげる取組として、今後も市民や団体、企業の皆様から多くの提案をいただけるよう相談体制や制度内容の充実を図りながら引き続き実施してまいります。人口減少、超高齢化社会、デジタル化、社会環境の急速な変化に直面している今、長期的な視点に立ち、将来を見据えた行財政運営を行うことは慣例的な事業（歳出）の見直しを進めるとともに、安定的な自主財源確保が必要となります。財源確保の中で、特に取組を強化していますふるさと納税につきましては、今年度10億円に迫る見込みとなっており、ピアノ購入プロジェクト達成も含めて全

国からの温かい御支援に深く感謝を申し上げる次第です。

また10月より制度改正した入湯税の超過課税につきましては、適切な事業の財源として充当していきたいと考えております。

市税等につきましては、公平負担の原則に基づき適正かつ公平な課税を行うとともに厳正、的確な滞納整理等に積極的に取り組み、収納率の向上に努めてまいります。

冒頭にも申しましたが、由布市が誕生して20年を迎える節目の年であり、私にとりましても2期8年の最終年に当たります。これまでふるさと由布市の輝く未来と発展に向け、安全安心に暮らせる市民生活を第一にとの強い決意の下、「地域自治を大切にしたい住みよき日本一のまち、由布市」を目指して取り組んでまいりました。特に、これからの由布市を思うとき、将来を担う子どもたちへの支援は地域の持続的な発展を支える重要な戦略であると考えております。これまでも子ども医療費の無償化や、すくすくおむつクーポン券事業等の独自の事業を行ってきたところでありますけれども、令和7年度はそれに加えて給食費の無償化に取り組み、子育て支援の充実をさらに図ってまいります。子どもたちの育みを未来への投資として5つの基本姿勢に基づき、市民の皆様とともに由布市をつくり上げてまいりたいと考えております。

以上、市政運営に臨む私の考え方を述べさせていただきました。

結びに、議員の皆様をはじめ市民の皆様におかれましては、市政に対しまして引き続き格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げて、令和7年度に向けての施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の施政方針が終わりました。

日程第5. 請願について

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第5、請願についてを議題いたします。

議会事務局長に請願の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（工藤 由美君） 議会事務局長です。それでは、お手元の請願文書表により朗読いたします。

なお、請願者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

受理番号1、件名、「上津々良川の早期復旧および土砂災害防止に関する条例制定」に関する請願。請願者、由布市湯布院町、上津々良川流域防災協議会会長、麻生源吉、紹介議員、長谷川建策、加藤幸雄、高田龍也。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） ただいまの請願1件については、議会会議規則第141条の規定により、お手元のタブレットに掲載しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。再開は11時といたします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

.....

日程第6. 報告第1号

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 報告第4号

日程第10. 報告第5号

日程第11. 報告第6号

日程第12. 報告第7号

日程第13. 諮問第1号

日程第14. 諮問第2号

日程第15. 承認第1号

日程第16. 議案第1号

日程第17. 議案第2号

日程第18. 議案第3号

日程第19. 議案第4号

日程第20. 議案第5号

日程第21. 議案第6号

日程第22. 議案第7号

日程第23. 議案第8号

日程第24. 議案第9号

日程第25. 議案第10号

日程第26. 議案第11号

日程第27. 議案第12号

日程第28. 議案第13号

日程第29. 議案第14号

日程第30. 議案第15号

日程第31. 議案第16号

日程第32. 議案第17号

日程第33. 議案第18号
日程第34. 議案第19号
日程第35. 議案第20号
日程第36. 議案第21号
日程第37. 議案第22号
日程第38. 議案第23号
日程第39. 議案第24号
日程第40. 議案第25号
日程第41. 議案第26号
日程第42. 議案第27号
日程第43. 議案第28号
日程第44. 議案第29号
日程第45. 議案第30号
日程第46. 議案第31号
日程第47. 議案第32号
日程第48. 議案第33号
日程第49. 議案第34号
日程第50. 議案第35号
日程第51. 議案第36号
日程第52. 議案第37号
日程第53. 議案第38号
日程第54. 議案第39号
日程第55. 議案第40号
日程第56. 議案第41号
日程第57. 議案第42号
日程第58. 議案第43号
日程第59. 議案第44号
日程第60. 議案第45号
日程第61. 議案第46号
日程第62. 議案第47号
日程第63. 議案第48号
日程第64. 議案第49号

日程第 6 5. 議案第 5 0 号

日程第 6 6. 議案第 5 1 号

日程第 6 7. 議案第 5 2 号

日程第 6 8. 議案第 5 3 号

日程第 6 9. 議案第 5 4 号

日程第 7 0. 議案第 5 5 号

日程第 7 1. 議案第 5 6 号

日程第 7 2. 議案第 5 7 号

日程第 7 3. 議案第 5 8 号

日程第 7 4. 議案第 5 9 号

日程第 7 5. 議案第 6 0 号

日程第 7 6. 議案第 6 1 号

日程第 7 7. 議案第 6 2 号

日程第 7 8. 議案第 6 3 号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、本定例会に提出されました日程第 6、報告第 1 号から日程第 1 2、報告第 7 号までの報告 7 件、日程第 1 3、諮問第 1 号及び日程第 1 4、諮問第 2 号の諮問 2 件、日程第 1 5、承認第 1 号、承認第 1 件及び日程第 1 6、議案第 1 号から日程第 7 8、議案第 6 3 号までの議案 6 3 件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告 7 件、諮問 2 件、承認 1 件、議案 6 3 件でございます。

初めに、報告第 1 号から報告第 4 号までの専決処分の報告については、市道及び里道並びに草刈り業務中の管理瑕疵により走行中の車両に損害を与えたことによる和解及び損害賠償の額を地方自治法第 1 8 0 条の第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 5 号の専決処分の報告については、公用車の接触事故により車両に損害を与えたことによる和解及び損害賠償の額を地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 6 号、例月出納検査の結果に関する報告について及び報告第 7 号、定期監査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告をいた

します。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦については関連がございますので、一括して御説明申し上げます。現在、人権擁護委員をお願いしております後藤悟氏及び丸野陽子氏が令和7年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、諮問第1号で後藤悟氏を引き続き人権擁護委員をお願いいたしたく、また丸野陽子氏の後任者として、諮問第2号で清水敬氏を今回、新たに人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第1号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ1,222万1,000円を追加し、予算の総額を258億7,842万4,000円としたことの承認をお願いするものでございます。内容といたしましては、本年2月15日より実施されます在沖縄米軍による日出生台演習場での実弾射撃訓練に係る対策費及び物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、国の方針に基づき住民税非課税世帯への支援を行うため、令和6年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円の給付金を支給するためシステムの改修費等を計上したもので、緊急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定により令和7年1月15日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第1号から議案第11号の農業委員会の委員の任命については、農業委員会の委員の任期が令和7年3月31日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第12号、工事請負契約の締結については、挾間小学校増築に係る建築主体工事でございます。2月6日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、森田建設株式会社が消費税を含む6億2,420万1,600円で落札し、2月13日付で仮契約を締結いたしました。この建設工事請負仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号、湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画の変更については、湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画における公共的施設の整備を必要とする事情及び整備計画の変更を行うことについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第14号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役刑及び禁錮刑が廃止され拘禁刑が創設されたことに伴い、関係する条例を整備するものでございます。

次に、議案第15号、由布市学校給食費の管理に関する条例の制定については、学校給食費について、市が徴収し管理する公会計方式を採用すること及びその額を無償とすることについて必

要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第16号、由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法第143条第15項の規定に基づき立候補の機会均等を図るため、候補者の選挙運動に係る経費の負担を軽減するものでございます。

次に、議案第17号、由布市川西児童体育館条例の廃止については、由布市湯布院町中川1300番地1にある由布市川西児童体育館を解体することによるものでございます。併せて由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に児童体育館が位置づけられているため、本廃止条例の附則にて当該条例第3条第11号に定められている児童体育館を削除する改正を行うものでございます。

次に、議案第18号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、男女共に仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置の拡充を行うことによるものでございます。

次に、議案第19号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の給与の改定を行うことによるものでございます。

次に、議案第20号、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、水道事業に従事する職員で、勤務を要しない日、休日及び勤務時間以外の時間において水道事業事故の発生に備え自宅等で待機を命じられた職員に手当を支給することができるようにするものでございます。

次に、議案第21号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、由布市の現下の財政状況を鑑み、市長等三役の給料を本年4月から9月までの6か月間3%の減額をするものでございます。

次に、議案第22号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、議案第21号と同様の理由により職員につきましても、本年4月から9月までの6か月間給与月額について1%の減額措置を行うものでございます。

次に、議案第23号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上及び行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、

条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第２４号、由布市企業立地促進条例の一部改正については、本市における企業立地を促進し新たな雇用の創出を図るため、立地企業が新設または増設等の助成措置を受けた後、既存事業所を含め新たに事業所の増設等を行う場合の助成措置を講じるため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第２５号、由布市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税の基礎課税額等に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯平等割額を改正するものでございます。

次に、議案第２６号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第２７号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第２８号、由布市市営住宅条例の一部改正については、木造の耐震性のない市営住宅にあって既に取り壊しが完了しているものの用地について、市の一般財産へ移管するために条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第２９号、由布市都市公園条例の一部改正については、開発行為により新たに設置された公園について都市計画法に基づき市の帰属とし、都市公園として管理するため条例に追加するものでございます。

次に、議案第３０号、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第３１号、由布市挾間健康文化センター条例の一部改正については、地方自治法第２３１条の２の３第１項に基づく指定納付受託者制度による社会教育施設使用料の支払い方法についてキャッシュレス決済を導入することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第３２号、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、投票管理者等の交代制を導入することに伴い、報酬の額を調整するもので

ございます。

次に、議案第33号、市道路線（下市見取2号線）の認定についてから議案第48号、市道路線（赤野南口原線）の認定については、挾間地域において都市計画法及び挾間町環境保全条例に基づき、開発行為により設置された由布市に帰属された道路を市道として管理することによるものでございます。

次に、議案第49号、市道路線（湯平地区ふれあい公園線）の認定については、湯平地区ふれあい公園へ至る公共性の高い公衆用道路を市道として管理することによるものでございます。

次に、議案第50号、日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について及び議案第51号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項及び第3項の規定に基づき、日出町及び由布市の公の施設の相互利用を大分都市広域圏の圏域7市1町間で行うため議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第52号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億1,686万1,000円を減額し、予算総額を254億6,156万3,000円にお願いするものでございます。歳入では観光客の回復基調による入湯税や地方消費税交付金などの各種交付金、普通交付金、ふるさと納税、各事業に伴う国・県支出金、地方債などの特定財源が主なものでございます。歳出では事業費の確定などに伴う減額のほか、主な事業として、特に家計への物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を支給する臨時給付金に加えて児童1人につき子育て加算として2万円を支給する物価高騰緊急対策事業を計上いたしております。

このほか入湯税超過課税分やみらいふるさと寄附金に係る基金積立、保育園への施設型給付費、有害鳥獣捕獲事業補助金、農業施設等復旧支援事業費補助金などの追加及び道路整備事業（社会資本整備事業）の市道向原野田線改良工事が協議の結果、国庫補助対象になったことにより計上いたしております。継続費補正につきましては、廃棄物運搬中継施設整備事業の変更をお願いしております。繰越明許費補正については、湯平温泉復興まちづくり推進事業など追加20件、変更5件をお願いをいたしております。債務負担行為補正につきましては、由布市緊急時入所支援事業に係る夜間休日等緊急時入所支援コーディネーター委託業務などを追加2件、変更1件をお願いをいたしております。地方債につきましては、旧湯布院公民館跡地整備事業など、変更18件の補正となっております。

次に、議案第53号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算からそれぞれ2億4,544万2,000円を減額し、予算の総額を38億3,285万4,000円にするものでございます。歳入では県支出金を、歳出では保険給付費及び保険事業

費の減額が主なものでございます。

次に、議案第54号、令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ1億2,190万6,000円を減額し、予算の総額を44億2,558万6,000円にするものでございます。歳入では国・県支出金、支払基金交付金、繰入金の減額が主なもので、歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費を減額するものでございます。

次に、議案第55号、令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ611万4,000円を減額し、予算の総額を6億5,891万4,000円にするものでございます。歳入では一般会計繰入金を、歳出では広域連合納付金をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第56号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算からそれぞれ241万円を減額し、予算の総額を9,878万7,000円とするものでございます。歳入では使用料及び一般会計繰入金を減額し、基金繰入金を増額するもので、歳出では農業集落排水事業費の減額と予備費の増額が主なものでございます。

次に、議案第57号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）は、収益的予算では収益的支出を減額し、資本的予算では資本的収入及び支出をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第58号、令和7年度由布市一般会計予算は、歳入歳出246億383万4,000円で前年度と比較して18億9,694万2,000円、率で8.4%の増となっております。新環境センターの稼働に向けての廃棄物運搬中継施設整備事業などの投資的経費や扶助費の義務的経費が増加したことにより、予算規模といたしましては合併して以来、過去最大規模となる当初予算となっております。

令和7年度予算編成に当たって厳しい財政状況ではありますが、第2次由布市総合計画重点戦略プラン及び第2期由布市総合戦略取組の最終年度として総合計画に掲げる連携と協働、創造と循環のまちづくりの基本理念を踏まえながら、各種施策の展開により地方創生の歩みを着実に進めるため、市民福祉の向上やDXの推進など、未来に向けた投資を着実にを行い、将来にわたって持続可能な健全体制を確保するため徹底した歳出の見直しを行うとともに、見込み得る一般財源を最大限活用し、予算の重点的、効率的配分に努め、将来にわたって市政の前進を目指すものでございます。

この基本方針において、私が2期目の市政を担うに当たって市民の皆様にお示しした5つの想いと市民を結ぶ7つの約束を具現化するため、魅力ある由布市の創造に向けた施策を重点戦略特別枠として位置づけ事業を展開しております。特に、由布市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、少子化対策・子育て世帯への支援として、公立幼小中学校給食費の無償化及び認可保育所の3歳児未満児第1子保育料の無償化の政策的予算を計上いたしましたところです。

予算の主な内容ですが、歳入におきましては、市税で最近の社会経済情勢や新築家屋の増加などを背景に、市民税、固定資産税等において増収が見込まれることなどにより、市税全体としては3億7,000万円ほどの増額となっております。地方交付税につきましては、国の地方交付税総額や本市の基準財政収入額及び需要額の動向などを勘案した結果、約4,700万円の減額となっておりますが、6年度収入見込みから比較すると1%増加の見込みとなっております。

寄附金につきましては、みらいふるさと寄附金を令和6年度決算見込みを踏まえ2億円増額となる10億円を見込んでおります。

市債につきましては2億1,300万円の増額となりますが、将来の財政の健全化を堅持するため、地方交付税措置のある起債を優先的に活用することとしております。

歳出におきましては、台風10号の災害復旧に向けて公共土木施設や農業施設などの災害復旧事業費に10億5,000万円を計上しているのをはじめ、国から配分のありました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、すくすくおむつクーポン券配布事業や経営力強化支援業務、魅力ある職場づくり支援事業など6事業に2億2,000万円、令和6年度に改正をしました入湯税超過課税分を活用したポイ捨て防止事業に600万円を計上しております。このほか子ども及び高校生までの医療費の助成に1億9,000万円、第2期GIGAスクール構想の一環となる児童生徒が使用するタブレットの更新に1億9,000万円、ICTアドバイザーの雇用など、学力向上推進事業に3,200万円、就農相談会や新規就農者への支援等の就農支援事業に1,900万円を計上いたしております。加えて、投資的経費として事業の適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図るため、ゆふいん児童クラブ新築工事及びくすのき児童クラブ新築工事に3億9,800万円、新環境センター新設に伴うごみ中継施設整備工事など、廃棄物運搬中継施設整備事業に4億8,800万円などを計上いたしております。

また、重点戦略特別枠には、人口減少対策地域活性化の推進として移住定住に向けて由布市に住みたい事業や、市民や団体が主体的な活動の中で新たな価値や持続性、可能性を生み出す取組を支援する市民提案型連携協働事業など3事業に7,200万円、産業振興及び地域経済活性化の推進として梨、ベリーツ、白ネギといった園芸品目の産地拡大に向けて、園芸産地整備事業や「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりに向けた湯布院地域はもとより、由布市全域の周遊観光につながる由布市周遊スタンプラリー等の観光振興事業など7事業に6,000万円、健康で安心して生活できる地域社会の実現として、市民の健康意識の向上と市民の主体的な健康づくりの推進を目的とした健康立市推進事業やアウトリーチによる早期発見や伴走支援などを行う重層的支援体制整備事業など8事業に2,900万円、少子化対策・子育て世代の支援について、子育て応援日本一の実現に向けて、子育て世帯への支援として認可保育所の3歳児未満第1子保育料の無償化、公立幼小中学校の給食費の無償化を進めるとともに、引き続き由布市すくすくお

むつ券配布事業や中学校の部活動の地域移行に向け、スポーツクラブなどの指導者育成のためのスポーツ指導者資格取得助成金など12事業に3億400万円、脱炭素社会の実現とDXの推進として、新環境センターの稼働に向けてごみの減量化に関する啓発、実践活動を強化するため、ごみ減量化対策事業やDXを推進することで市民サービスの向上を図るとともに、業務の効率化やペーパーレス化を進めるため無線LAN認証機器導入業務や公用車維持管理支援業務など6事業に3,200万円、合わせて36事業に5億円を計上したところでございます。

地方財政を巡る情勢は厳しいものがございますが、本市が掲げる将来像、「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち由布市」の実現に向け、市民一人一人が希望の持てる予算となるよう最大限の努力を傾注したところでございます。

次に、議案第59号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額を38億1,348万2,000円で前年度当初と比較しまして1億9,499万2,000円、率にして4.9%の減額となっております。歳入では保険税及び県支出金、歳出では保険給付費及び国保事業費納付金がそれぞれ減額となっております。

次に、議案第60号、令和7年度由布市介護保険特別会計予算は、総額42億8,527万4,000円で、前年度と比較しまして1億4,363万8,000円、率にして3.2%の減額となっております。歳入では国・県支出金、支払基金交付金、繰入金の減額、歳出では保険給付費の減額、加えて地域支援事業費における一部が重層的支援体制整備事業として一般会計に移行するため減額となっております。

次に、議案第61号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額6億7,746万4,000円で、前年度当初と比較しまして1,536万3,000円、率にして2.3%の増額となっております。

歳入では後期高齢者保険料、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金がそれぞれ増額となっております。

次に、議案第62号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算は、業務の予定量を汚水処理世帯数526戸、年間総処理水量13万2,911立方メートル、1日平均処理水量364立方メートル、主な支出の処理場費2,849万8,000円、減価償却費4,405万5,000円となっております。

収益的予算では、収益的収入を8,131万3,000円、収益的支出を1億81万1,000円とするものでございます。資本的予算では、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ4,359万5,000円とするものでございます。

次に、議案第63号、令和7年度由布市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数1万3,353戸、年間総給水量377万2,391立方メートル、1日平均給水量1万335立方

メートル、主な建設改良事業といたしまして、配水管等新設改良工事2億3,363万円、施設の新設更新工事として3億1,988万1,000円としております。収益的予算では、収益的収入を8億8,121万4,000円、収益的支出を8億5,811万4,000円とするものでございます。資本的予算では、資本的収入を5億8,143万3,000円、資本的支出を8億8,761万5,000円とし、収入額は支出額に対して不足する額3億618万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

私からの説明は以上です。詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました報告、承認及び議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第6号及び報告第7号まで、続けて報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。それでは報告第6号について御報告申し上げます。

報告第6号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和7年2月25日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和6年9月、10月分、11月分及び12月分の例月出納検査をそれぞれ11月25日、12月25日及び1月27日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第7号について報告いたします。

報告第7号、定期監査の結果に関する報告について。

地方自治法第199条第9項の規定により、定期検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和7年2月25日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度の由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の執行について、令和7年1月14日から22日まで監査を実施いたしました。

本監査においては、各課から提出された資料により、所属長及び担当者からの聞き取りや質疑応答を行うとともに、帳票の照合や証拠書類の確認を行いました。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務及び事業はおおむね適正に管理されていると認められました。

また、引き続き検討の必要があると考えられる事項につきましては、監査の意見としまして、自主財源の確保、事務事業の効率的な予算執行など、取組を期待して結びとしております。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第1号から報告第4号まで、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長でございます。まず、報告第1号について詳細説明をいたします。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和6年12月10日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和6年3月27日午後1時30分頃、由布市湯布院町川南159番地先の市道東石松線において、甲の管理する市道に陥没箇所があり、丙が運転する乙所有の自動車が通行する際に当該陥没箇所にタイヤが落ち込み、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合70%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を4万3,805円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場状況及び当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので、御参照ください。

次に、報告第2号について詳細説明をいたします。

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和6年12月17日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和6年11月4日午後4時頃、由布市湯布院町川上1946番地24先において、甲の管理する里道上に陥没箇所があり、乙の運転する自動車が通行する際に当該陥没箇所にタイヤが落ち込み、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合50%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を1万8,130円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場や当該車両の損傷状況を示した写真を添付しております。御参照いただければと思います。

次に、報告第3号について詳細説明をいたします。

報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和6年12月23日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和6年9月11日午前9時30分頃、由布市湯布院町川南108番地26先において、市の作業員が、除草作業を行っている際に除草機にて石をはね、当該石が走行中であった乙の自動車の運転席側ドアに接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開いたします。

ただいまの出席議員数は17名です。

鷺野議員より欠席届が出ております。

まず、報告第3号から報告第4号まで、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。それでは、報告第3号か

ら始めさせていただきます。報告第3号について詳細説明をいたします。

報告第3号、専決処分 of 報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和6年12月23日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和6年9月11日午前9時30分頃、由布市湯布院町川南108番地26先において、市の作業員が、除草作業を行っていた際に除草機にて石をはね、当該石が走行中であった乙の自動車の運転席側ドアに接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を6万500円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場や当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので、御参照ください。

次に、報告第4号について詳細説明をいたします。

報告第4号、専決処分 of 報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和7年2月12日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年1月6日午前7時30分頃、由布市挾間町北方172番地12先の市道向原別府線において、甲の管理する市道に枝木がはみ出しており、乙の運転する自動車が行く際に当該枝木に接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合70%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を9万6,574円と定めたものでございます。

次ページ以降に、現場や当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので、御参照ください。

私からの説明は以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第5号、承認第1号及び議案第12号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。報告第5号について詳細説明をいたします。

報告第5号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和7年2月12日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要につきましては、次のページを御覧ください。

事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年1月11日午前8時25分頃、玖珠郡九重町大字右田1322—8先の国道210線において、甲の車両を運転していた職員が交差点を通過する際、左右の確認に気を取られ、前方で現場付近の小売店に左折して進入しようとしていた乙の車両に気がつかず、乙の車両の後部に甲の車両の前部が追突し、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

今回、先に物件損害の一部を和解とし専決処分をしております。理由といたしましては、任意保険を通じ車両の補償費を払っていくことから、物損損害の一部に対しまして先に和解したのになります。

物件損害の和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償金の額を32万円と定めたものでございます。

末尾に当該車両の損害状況の写真を添付しております。

次に、承認第1号について詳細説明をいたします。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

特に緊急を要するため、令和7年1月15日付で専決処分を行っています。

では、一般会計補正予算をお願いいたします。

令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）。

令和6年度由布市の一般会計補正予算（第10号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,222万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258億7,842万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

令和7年1月15日専決、由布市長。

1ページから、第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

3ページをお願いします。第2表繰越明許費補正です。物価高騰緊急対応事業（給付金）の追加をお願いしております。

理由につきましては、国の補正予算成立に伴う事業であり、年度内に事業が完了しないためによるものでございます。

4ページから補正予算事項別明細書となっております。

7ページをお願いします。歳入でございますが、20款1項1目2節の基金繰入金の財政調整基金は、本補正の収支の均衡を図るため1,165万4,000円を繰り入れております。

その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項12目防衛施設周辺整備総務費の区分1、米海兵隊移転訓練対策事業費は、本年2月15日から陸上自衛隊日出生台演習場で行われます訓練に係る対策費です。

内容は、消防団の巡回謝礼金15万6,000円や若杉地区児童生徒保護対策費としてガソリンチケット代10万円、また若杉連絡所設置に伴う仮設ユニットハウス借上料83万6,000円、仮設電気整備工事費28万2,000円などとなっております。

このうち若杉連絡所運営に係る経費の2分の1を共通経費として県が負担することから、歳入の雑入で56万7,000円を計上しております。

次に、3款1項1目の区分1、物価高騰緊急対応事業（給付金）は、電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、家計への負担が大きい住民税非課税世帯に住民税非課税世帯1世帯当たり3万円の給付金及びその子育て世帯に対して、子ども1人当たり2万円の加算給付を支給するため、システム改修費などに係る事務的経費として891万2,000円を計上しております。特定財源として国庫補助金を充当予定としております。以上でございます。

次に、議案第12号につきまして詳細説明をいたします。

議案第12号、工事請負契約の締結について。

別紙のとおり請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

入札の方法は、要件設定型一般競争入札で行っております。

契約の目的につきましては、挾間小学校校舎増築工事の建築主体工事になります。これは、挾間地域における児童の増加により教室が不足することから、校舎の増築をする事業となります。

契約の金額は、消費税を含む6億2,420万1,600円でございます。

契約の相手方は、宇佐市大字長洲554番地の5、森田建設株式会社となっております。

議案の裏面以降、仮契約書及び入札結果の一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第13号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） 総合政策課長です。議案第13号の詳細説明をいたします。

議案第13号、湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別記のとおり総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年2月25日、由布市長。

本議案は、湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画に公共的施設整備を必要とする事情、整備計画の施設名及び辺地対象事業債の予定額等を追加するものです。

5ページ目の湯平辺地に係る総合整備計画書をお開きください。

計画書中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情及び、6ページ目ではございますが、3、公共的施設の整備計画を御覧ください。

湯平辺地につきましては、これまで公共施設の整備として市道及び地域交流センターについて計画しておりましたが、湯平を訪れる観光客に地域内での散策を促すため、また緊急時の地域住民の避難集合場所として活用できる施設等を整備することが必要とことから、2の整備を必要とする事情にポケットパーク・観光関連施設等を追加し、併せて3の整備計画の施設として、ポケットパーク・観光関連施設等、辺地対象事業債の予定額8,600万円を追加するものです。

次に、10ページ目の七蔵司辺地に係る総合整備計画ですが、計画書中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情及び下段からの3、公共的施設の整備計画を御覧ください。

七蔵司辺地につきましては、これまで公共施設の整備として、防火水槽及び小型動力ポンプについて計画しておりましたが、住民の生活道路である一木山口線について、幅員が狭小で通行に支障を来しており整備が必要とのことから、2の整備を必要とする事情に市道を追加し、併せて3の整備計画の施設として、一木山口線、辺地対象事業債の予定額1,500万円を追加するものです。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第14号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。議案第14号について詳細説明をいたします。

議案第14号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役刑及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例を整理することによるものであります。

当市における該当条例は、由布市職員の給与に関する条例、由布市モーテル類似施設建築規制条例並びに由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例であり、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

なお、附則において、罰則の適用に関する経過措置と人の資格に関する経過措置及び由布市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置をうたっております。

また、施行日を令和7年6月1日としております。

次のページの新旧対照表を御覧ください。

現行条例における懲役及び禁錮の部分を拘禁刑に置き換えております。御参照いただければと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第15号について詳細説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。議案第15号について詳細説明をいたします。

議案第15号、由布市学校給食費の管理に関する条例の制定について。

由布市学校給食費の管理に関する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日、由布市長。

次のページを御覧ください。

これまで給食費の管理を由布市学校給食管理委員会で行っていましたが、今後は市の予算で

管理する公会計方式へ移行するため、本条例を制定するものであります。

また、無償化の対象者としましては、由布市内に居住し、由布市内の幼稚園、小学校、中学校へ通園・通学している者としします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第16号について詳細説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 選挙管理委員会事務局長でございます。議案第16号について詳細説明をいたします。

議案第16号、由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

次のページをお願いをいたします。

本条例は、公職選挙法第143条第15項の規定に基づき、同条第1項第5号のポスターの作成に対する公費負担に関し必要な事項を定めたものでございます。

本条例に規定する公費負担制度の概要は、由布市議会議員選挙及び由布市長選挙に関して、候補者と契約事業者との間で交わされた選挙運動用ポスターの作成の有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、条例で定められた限度の範囲内で由布市が各契約事業者に対して、直接その費用を支払うというものでございます。

第2条につきましては、選挙運動用ポスター作成の公費負担の適用範囲について規定しており、ポスター作成枚数の上限を由布市が設置するポスター掲示場数である174としております。

また、供託物が没収された際は適用除外となる旨のただし書がありますが、供託物没収点は、有効投票の総数割る議員定数割る10未満となっております。例で挙げますと、有効投票数が1万8,000票であった場合は100票未満ということになるかと思えます。

第3条につきましては、ポスター作成事業者との有償契約の締結と選挙管理委員会への届出について規定しております。

第4条につきましては、公費負担の額及び手続について規定しており、公費負担の上限額は1枚当たりの作成単価の上限額1,174円を作成枚数の上限174で乗じた20万4,276円となります。この上限額の範囲内で実際に要した費用を、当該ポスター作成事業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対して支払うこととしております。

第5条につきましては、公費負担の状況について選挙後に公表する旨を規定しております。

次のページには、選挙の施行日は令和7年4月1日としており、同日以降にその期日を告示される選挙から適用することとしております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第17号について詳細説明を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（坂本 猛芳君） スポーツ振興課長です。議案第17号について御説明をいたします。

議案第17号、由布市川西児童体育館条例の廃止について。

由布市川西児童体育館条例を廃止する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

由布市川西児童体育館条例を廃止する条例。

由布市川西児童体育館条例は廃止する。

附則、1、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

次のページは新旧対照表となっております。

由布市川西児童体育館は昭和46年に建設された体育館で、既に50年以上が経過しておりまして、かなり老朽化している状況です。耐震化設計されていない施設で、平成28年4月の熊本・大分地震の影響を受けており、震災以後は休館をしております。

今回、次年度以降の公共施設個別計画の計画に基づきまして解体するものでございます。これに伴う関係条例の廃止及び一部改正でございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第18号から議案第23号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。議案第18号から23号まで、続けて詳細説明をさせていただきます。

議案第18号について詳細説明を行います。

議案第18号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

子育てや介護と仕事の両立を支援するために育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置の拡充等を行うことによるものでございます。

具体的な改正内容は、育児における配慮すべき年齢が「３歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」へ拡大されたこと、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、その職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないとしたこと。

任命権者は、介護両立支援制度の請求が円滑に行われるため、職員への研修の実施、相談体制の整備並びに勤務環境の整備に関する措置を義務づけております。

本条例の施行日は、令和７年４月１日としており、条例第９条の２第２項の規定による請求は、施行日前においても、規則の定めるところにより請求を行うことができるものとしております。

次のページ以降は、新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

次に、議案第１９号について詳細説明をいたします。

議案第１９号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和７年２月２５日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、給料表の改正と扶養手当の子の部分を１人につき「１万円」から「１万１,５００円」への改正並びに管理職員特別勤務手当の平日における対象時間を午後１０時からへ変更するものであります。

表の後に新旧対照表を添付しておりますので、その部分を御参照いただければと思います。

以上で、議案第１９号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第２０号について詳細説明をいたします。

議案第２０号、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和７年２月２５日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

水道事業に従事する職員に対し勤務を要しない日、休日及び勤務時間以外の時間において、水道事業事故の発生に備え自宅等で待機を命じられた職員に１日３５０円の手当を支給することによるものでございます。

条例の施行日は、令和７年４月１日としております。

次ページは、新旧対照表となっておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第２１号について詳細説明をいたします。

議案第２１号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和７年２月２５日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

市の現下の財政状況を鑑み、市長、副市長、教育長の給料月額を引き続き本年４月から９月までの半年間、３％減額をするものでございます。

続きまして、議案第２２号について詳細説明をいたします。

議案第２２号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和７年２月２５日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

議案第２１号と同様の理由によりまして、職員につきましても本年４月から９月までの半年間、給料月額につきまして一律に１％の減額措置を行うものでございます。

次に、議案第２３号について詳細説明をいたします。

議案第２３号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和７年２月２５日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日が情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布に伴い、条例で引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の当該条項に項のずれが生じるため、条例第２条中の該当条項を改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施

行期日及び附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日を令和7年4月1日とすることが定められたことから、同期日から施行することとなっております。

次のページの新旧対照表には、項のずれに伴う改正部分を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第24号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） 総合政策課長です。議案第24号の詳細説明をいたします。

議案第24号、由布市企業立地促進条例の一部改正について。

由布市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日、由布市長。

本議案は、本市における企業立地を促進するため、助成措置の対象となる立地企業の範囲を拡大することのほか、所要の改正を行うものです。

4ページ目から新旧対照表にて改正案をお示ししておりますが、7ページ目の右の欄の改正案を御覧ください。

8条第2項では、これまで立地企業の事業所につき、1回限りとしてきた助成措置について、交付期間を経過した後に、事業規模を拡大する目的で既存の事業所を拡張し、または新たな事業所を本市に設置する増設等を助成措置の対象とするため、ただし書の条文を加えております。

条文が前後いたしますが、5ページ目をお開きください。

第5条では、第8条第2項及び同条第3項に規定する新たな増設等を行った場合に、その事業所につき立地企業の指定とするための変更の手続を定めております。今改正により、制度の目的となる企業等の活動を支援し、その成長を促進することを明確にし、企業立地の促進と新たな雇用機会の創出等につなげていくことを目的としております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第25号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。議案第25号につきまして詳細説明をいたします。

議案第25号、由布市国民健康保険税条例の一部改正について。

由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

今回の一部改正は、国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険の税率等を改定するものでございます。

次のページからは改正分でございます。内容につきましては、新旧対照表により御説明をいたしますが、附則として、第1条で、施行については、令和7年4月1日からとし、第2条で経過

措置を規定しております。

新旧対照表をお願いいたします。下線を引いている部分が改正部分でございます。

国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分、以上3構成となっており、それぞれにおいて、所得割額、被保険者均等割額、世帯平等割額が計算され、その合算額が国民健康保険税として世帯に課税される仕組みとなっております。

まず、基礎課税分ですが、第4条は、所得割額を現行の「100分の9.65」を「100分の9.92」に、第6条は、被保険者均等割額を、被保険者1人当たり、現行「2万5,400円」を「3万円」に、第6条の2では、世帯平等割額を、現行「2万600円」を「1万9,300円」に改正するものですが、このうち、世帯平等割額について、特定世帯につきましては、現行「1万300円」を「9,650円」に、特定継続世帯につきましては、現行「1万5,450円」を「1万4,475円」に改正するものでございます。

特定世帯とは、国保から後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、残された国保被保険者が1人となる世帯で、1人となってから5年以内の世帯をいい、5年経過8年以内の世帯が特定継続世帯となります。

次に、後期高齢者支援金等課税分でございますが、第7条では、所得割額を現行「100分の3.0」を「100分の3.49」に、第8条は、被保険者均等割額を被保険者1人につき、現行「7,000円」を「1万500円」に、第8条の2では、世帯平等割額を現行「8,000円」を「6,800円」に改正するものですが、このうち世帯平等割額について、特定世帯につきましては、現行「4,000円」を「3,400円」に、特定継続世帯につきましては、現行「6,000円」を「5,100円」に改正するものでございます。

次に、介護納付金課税分でございますが、第9条では、所得割額を現行「100分の2.2」を「100分の3.26」に、第10条の2で、被保険者均等割額を被保険者1人につき、現行「8,100円」を「1万1,500円」に、第10条の3で、世帯平等割額を現行「4,300円」を「5,700円」に改正するものでございます。

次に、国民健康保険加入者の所得が一定基準以下の場合、被保険者均等割額と世帯平等割額について保険税が軽減されますが、第22条第1項第1号について7割軽減にかかる部分、同項第2号については5割軽減にかかる部分、第3号については2割軽減にかかる部分、また同項第2項につきましては、未就学児に対する軽減分でございますが、それぞれ今回改正後の額にその軽減割合を乗じた額で改正するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第26号及び議案第27号について、続けて詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。まず、議案第26号について詳細説明をいたします。

議案第26号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第43条、特定教育・保育施設等の連携については、特定地域型保育事業者は、保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって、適切に確保しなければならない。連携協力項目のうち、保育内容に関する支援の連携については、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするものでございます。

同じく、連携協力項目のうち代替保育の連携については、市長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とするものでございます。

続きまして、議案第27号についての詳細説明をいたします。

議案第27号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第7条、保育所等の連携については、家庭的保育事業者は、保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業所から確保することも可能とするものでございます。

同じく、連携協力項目のうち、代替保育の連携については、市長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合には、連携施設の確保を不要とするものでございます。

17条、食事の提供の特例については、管理栄養士国家試験資格に一定条件において栄養士免

許の取得が不要になったことを踏まえ、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を、家庭的保育事業者等外で調理し搬入する方法により行う際に求められている「栄養士による必要な配慮」を「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第28号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。議案の詳細説明をします。

議案第28号、由布市市営住宅条例の一部改正について。

由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

提案理由、由布市営大師堂住宅、由布市営天神山住宅、由布市営阿蘇野第一住宅、由布市営黒ヶ鶴住宅、由布市営畑田住宅及び由布市営新龍住宅を廃止することによるものでございます。

これら6住宅につきましては、耐震性のない木造住宅のため、入居者が退居されました後に、市営住宅長寿命化計画に基づき解体工事を実施しております。

次ページをお願いいたします。

由布市市営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

別表第1中の市営住宅6か所の名称並びに位置の記載を削るものでございます。

施行は公布の日からとしております。

次ページは新旧対照表でございます。御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第29号について詳細説明を求めます。都市景観推進課長。

○都市景観推進課長心得（伊藤 学君） 都市景観推進課長です。議案第29号について詳細説明いたします。

議案第29号、由布市都市公園条例の一部改正について。

由布市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

この条例の一部改正につきましては、都市計画法に係る開発行為の宅地造成によって新設された公園が市に帰属されたことにより、由布市都市公園条例の別表第1に追加するものでございます。

次のページを御覧ください。

市が管理することとなる公園は、由布市北方西公園、由布市古野松原西公園、由布市くばち山荘通り公園、由布市古野向西公園、由布市アヴィテ赤野公園の5つでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第30号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（砂田 剛士君） 水道課長です。議案第30号について詳細説明をいたします。

由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について。

由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

この条例の一部改正は、令和5年5月26日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件である実務経験年数の変更や新たな要件の追加等の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

施行は令和7年4月1日でございます。

4ページからは新旧対象表を掲載しております。御参照ください。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第31号について詳細説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） 社会教育課長です。議案第31号について詳細説明をいたします。

議案第31号、由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について。

由布市挾間健康文化センター条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

この一部改正については、大分都市広域圏の構成市町で運用するキャッシュレス決済機能を搭載した公共施設予約システムに新たに社会教育施設を掲載することに伴い、地方自治法231条の2の3第1項に基づく指定納付受託者制度により、オンラインでのキャッシュレス決済を導入するため、由布市挾間健康文化センター条例の改正を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第32号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。議案第32号について詳細説明をいたします。

議案第32号、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

本条例の一部改正は、選挙事務における投票管理者に投票所投票立会人、期日前投票所投票管理者、期日前投票所投票立会人、それぞれ1日の従事となっておりましたが、自治委員等からの要望もあり、半日の事務従事も可能とするために報酬額の調整を行うものでございます。

条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

4ページ以降には、新旧対照表を明示しておりますので、御参照いただければと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第33号から議案第49号について、続けて詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。議案の詳細説明を行います。

議案第33号、市道路線（下市見取2号線）の認定について。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、下市見取2号線、起点、由布市挾間町下市64番11地先、終点、由布市挾間町下市64番23地先。

令和7年2月25日提出、由布市長。

提案理由としまして、都市計画法第40条第2項の規定により本市に帰属した道路を市道として管理するものでございます。

次ページに路線の起点、終点を記載しております。御確認をお願いいたします。

以下、議案第39号まで同様に都市計画法に基づく理由でございますので、議案番号、路線名、起点、終点を読み上げて一括して御説明申し上げます。

議案第34号、路線名、鶴田ツル3号線、起点、由布市挾間町挾間718番6地先、終点、由布市挾間町挾間719番11地先。

議案第35号、路線名、上市立烏帽子線、起点、由布市挾間町挾間397番1地先、終点、由布市挾間町挾間385番14地先。

議案第36号、路線名、北方宮田3号線、起点、由布市挾間町北方756番3地先、終点、由布市挾間町北方756番20地先。

議案第37号、路線名、赤野北口原線、起点、由布市挾間町赤野333番10地先、終点、由布市挾間町赤野308番4地先。

議案第38号、路線名、赤野東原線、起点、由布市挾間町赤野638番2地先、終点、由布市挾間町赤野640番6地先。

議案第39号、路線名、向原屋敷線、起点、由布市挾間町向原47番7地先、終点、由布市挾

間町向原４７番１１地先。

以上７議案が、都市計画法に基づき帰属を受けた道の市道認定でございます。

続きまして、議案第４０号、市道路線（上市城畑２号線）の認定について。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、上市城畑２号線、起点、由布市挾間町挾間１７８番３地先、終点、由布市挾間町挾間１７６番地先。

令和７年２月２５日提出、由布市長。

提案理由、挾間町環境保全条例第５７条第１項の規定により、本市に帰属した道路を市道として管理することによるものでございます。

次ページに路線の起点、終点を記載しております。御確認をお願いいたします。

以下、議案第４８号まで同様に挾間町環境保全条例に基づく理由でございます。議案番号、路線名、起点、終点を読み上げて、一括して御説明させていただきます。

議案第４１号、路線名、上市城畑３号線、起点、由布市挾間町北方６６６番３地先、終点、由布市挾間町挾間１９７番７地先。

議案第４２号、路線名、下市上大六六号線、起点、由布市挾間町下市４１３番８地先、終点、由布市挾間町下市４１２番８地先。

議案第４３号、路線名、下市下大六六号線、起点、由布市挾間町下市３３４番６地先、終点、由布市挾間町下市３３３番地先。

議案第４４号、路線名、下市見取３号線、起点、由布市挾間町下市１１１番１４地先、終点、由布市挾間町下市１１１番２０地先。

議案第４５号、路線名、下市下嶋線、起点、由布市挾間町下市７６３番１２地先、終点、由布市挾間町下市７６３番２地先。

議案第４６号、路線名、古野本村南４号線、起点、由布市挾間町古野６５番１地先、終点、由布市挾間町古野５５番７地先。

議案第４７号、路線名、古野北屋敷ツル線、起点、由布市挾間町古野１３９番１地先、終点、由布市挾間町古野１５５番８地先。

議案第４８号、路線名、赤野南口原線、起点、由布市挾間町赤野３９３番１地先、終点、由布市挾間町赤野４０１番３地先。

以上９件が、挾間町環境保全条例に基づき、帰属を受けた道の市道認定でございます。

次に、議案第４９号、市道路線（湯平地区ふれあい公園線）の認定について。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求め

る。

路線名、湯平地区ふれあい公園線、起点、由布市湯布院町湯平５０２番３地先、終点、由布市湯布院町湯平４９４番１地先。

令和７年２月２５日提出、由布市長。

提案理由としまして、公共用地（公園）を終点とした由布市所有の公衆用道路のため、市道として管理することによるものでございます。次ページに路線の起点、終点を記載しております。御確認をお願いいたします。

以上、市道認定に関わる１７議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第５０号及び議案第５１号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） 総合政策課長です。議案第５０号及び第５１号につきましては、関連することから、一括して詳細説明をいたします。

議案第５０号、日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

地方自治法第２４４条の３第２項の規定に基づき、次のとおり日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年２月２５日提出、由布市長。

議案第５１号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について。

地方自治法第２４４条の３第２項の規定に基づき、次のとおり公の施設を大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市及び日出町の住民の利用に供することに関し協議することについて、同条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年２月２５日提出、由布市長。

議案第５０号及び議案第５１号ともに、地方自治法第２４４条の３第２項及び第３項の規定に基づき、大分都市広域圏の圏域７市１町で公の施設の相互利用を行うために議会の議決を求めるものでございます。

議案第５０号の日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてにつきましては、日出町が設置する交流ひろばH i C a L i、ほか３施設を本市の住民の利用に供させることについて議会の議決を求め、次に、議案第５１号の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議につきましては、湯布院公民館ほか７施設について、同じく圏域７市町の住民の利用に供することについて、議会の議決を求めるものです。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

ただいまの出席議員数は18名です。鷺野議員が帰ってまいりました。

次に、議案第52号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第52号について詳細説明をいたします。

議案第52号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第11号）。

令和6年度由布市の一般会計補正予算（第11号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,686万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254億6,156万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の総額の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

第3条、繰越明許費の追加及び変更は、第3表繰越明許費補正による。

第4条、債務負担行為の追加及び変更は、第4表債務負担行為補正による。

第5条、地方債の変更は、第5表地方債補正による。

令和7年2月25日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。4ページにかけて歳入歳出款項ごとの補正額を計上しております。

5ページをお願いします。第2表継続費補正です。廃棄物運搬中継施設整備事業の入札執行に伴い、入札残を不用額として減額措置するため、継続費の変更をお願いしております。

6ページをお願いします。第3表繰越明許費補正です。次ページにかけて20件の追加と5件の変更をお願いいたします。

追加につきましては、関係機関及び関係者との協議、調整に不測の日数を要したこと、国の補正予算に伴う事業であり年度内の事業完了が見込めないなどの理由によるものでございます。

変更の物価高騰緊急対応事業給付金は、国の補正予算成立に伴う事業であり年度内の事業完了が見込めないため、道路整備事業3件、農業用施設災害復旧費は、関係機関及び関係者との協議の調整に不測の日数を要したため、繰越明許費の変更を行うものでございます。

なお、個別事業の繰越し理由につきましては、令和6年度3月補正予算概要の巻末に記載しておりますので、御参照いただければと思います。

8 ページからは第4表債務負担行為補正です。由布市緊急時入所支援事業に係る夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター委託業務など2件の追加は、契約に至るまでの一連の準備行為を年度内に行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急対応特別資金利子補給の変更は、県の制度変更に伴い返済期間を延長するため、債務負担行為を変更するものでございます。

9 ページから第5表地方債補正です。旧湯布院公民館跡地整備事業に係る旧合併特例事業債や湯平温泉振興推進事業に係る辺地対策事業債など18件の変更をお願いしております。変更につきましては、事業費の確定による増減や財源の組替えが伴うものでございます。

次に、11 ページから補正予算事項別明細書となっております。

15 ページをお願いします。歳入でございます。

1 款7 項1 目入湯税は、観光客の回復基調により、11 月までの実績を踏まえ増額をしております。

2 款地方譲与税から、17 ページ10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金については、県が示された今年度交付見込額により、補正計上をしております。

17 ページをお願いします。12 款1 項1 目地方交付税の普通交付税は、令和5 年度国税決算及び令和6 年度国税収入補正に伴う地方交付税総額の増額措置により再算定された結果、昨年12 月に追加交付がありましたことから、増額をしております。

25 ページをお願いします。18 款2 項1 目1 節土地建物売払収入は、行政目的を終了した普通財産である庄内町旧五福下住宅地の土地の公売による土地売払収入を計上しております。

3 目の1 節有価証券売払収入は、基金の国際運用に伴う有価証券売払収入を計上しております。

19 款1 項2 目1 節の指定寄附金は、ふるさと納税などの実績及び推計値に基づき、約2 億3,900 万円の増額をしております。

20 款1 項1 目2 節基金繰入金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金の繰入金を約7 億8,900 万円減額をしております。令和6 年度末の財政調整基金の残高は、約21 億3,000 万円となる見通しでございます。

その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

28 ページから歳出でございますが、まず、各科目において減額補正がございますが、事業の確定や入札等による執行残などによる不用額を減額措置しております。また、これまで歳入予算に計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業においては、確定した事業費などに基づき、一般財源から国庫支出金へ充当財源の一部組替えをしております。

それでは、増額補正を中心に主な事業を説明させていただきます。

33 ページをお願いします。2 款1 項5 目、区分7 の湯平共同温泉管理事業は、新泉源の利活

用を目指し、エアリフト方式により配湯を行うため、新泉源井戸改修設備工事を計上しておりますが、揚湯試験を行う中で工法について再度検討を要すこととなったため、減額するものです。

なお、再検討した結果により、令和7年度当初予算で計上をいたしております。

35ページをお願いします。2款1項6目、区分6、みらいふるさと寄附金推進事業は、歳入で計上しておりますふるさと納税を財源に、実績及び推計値に基づき、寄附金取扱業務委託料及び基金積立金を増額するものです。

51ページをお願いします。

3款1項1目、区分4の物価高騰緊急対応事業給付金は、物価高騰の負担感が大きい低所得者への負担軽減を図るため、国の方針に基づき住民税非課税世帯への支援を行うため、令和6年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円の臨時給付金に加え、児童1人につき子育て加算として2万円を支給する臨時給付金になります。この事業に係る臨時給付金（令和6年度国補正低所得者世帯支援分）1億6,200万円に事務的経費を加え、総額1億6,604万円を計上しており、財源は国庫補助金を充当しております。

53ページをお願いします。3款1項3目、区分2、自立支援の18節障害福祉サービス費負担金は、昨年10月の報酬改定やサービス利用の増加に伴う増額で、特定財源として国2分の1、県4分の1の補助金を充当しております。

57ページをお願いします。3款2項2目、区分5、保育所活動給付事業の19節施設型給付費1億4,402万5,000円の増額は、令和6年度の人事院勧告に伴う公定価格の改正が令和6年4月に遡り改定されるため、増額するものです。特定財源として、国2分の1、県4分の1の補助金を充当しております。

75ページをお願いします。6款2項1目、区分2の鳥獣被害総合対策事業は、有害鳥獣捕獲事業補助金を実績見込みに基づき増額するもので、特定財源として県補助金を増額しております。

81ページをお願いします。8款2項2目、区分1、道路整備事業（社会資本整備事業（改良））の市道向原野田線の改良については、令和6年第4回定例会、一般会計補正予算（第8号）にて、工事延長を国庫補助対象区間のみに縮小したことから、工事請負費を減額措置する議決を頂きましたが、その後、県と協議を進めた結果、国庫補助対象となったことにより再度計上するものです。特定財源として国庫補助金を充当しております。

83ページをお願いします。8款2項2目、区分4、道路整備事業（過疎対策事業）の減額の主な理由は、市道瀬口中尾宗寿寺線について、台風10号災害により改良箇所の被災が発生し、令和5年度繰越事業の完成に時間を要したことにより、7年度当初において計上することから減額をするものです。

103ページをお願いします。11款1項1目、区分1、農業用施設災害復旧費は、今年の台

風10号災害に伴う農地・農業用施設等の測量設計費を増額するものです。特定財源として国庫補助金を充当しております。

105ページをお願いします。11款2項1目、区分1、公共土木施設災害復旧費の14節工事請負費は、台風10号災害に係る河川災害については、渇水期に工事を行うため、7年度において工事発注を行うことから減額をするものです。

13款2項1目、区分1、基金積立事業の減債基金積立では、本年度追加交付のあった地方交付税のうち、6,562万円は臨時財政対策債償還分として交付されたことから基金として計上し、令和7年度からの2か年の償還に充ててまいります。

また、入湯税の収入を増額補正したことに伴い、入湯税超過課税分に対する環境・観光振興基金積立金を増額するものです。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第53号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。議案第53号につきまして詳細説明をいたします。

議案第53号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,544万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,285万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年2月25日提出、由布市長。

今回の補正は、歳入につきましては、県支出金の交付決定及び事業実績見込みに伴う繰入金の調整、歳出につきましては、予算執行における不足額、不用額の調整を行っております。

事項別明細書により御説明をいたします。9ページです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費及び5目審査支払手数料、合計2億814万8,000円の減額は、月平均の実績から見込額を算出し、不用額を減額しております。財源は、県支出金及び一般財源を減額しております。

11ページをお願いします。2款2項1目一般被保険者高額療養費3,087万円の減額は、給付の実績から見込額を算出し、不用額を減額しております。財源は県支出金を減額しております。

13ページをお願いします。3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、充当する国県交付金の額が決定したことにより、一般会計繰入金が減額となったため、財源内訳を一般財源に組み替えるものでございます。

4款2項1目保健衛生普及費237万9,000円の減額は、実績から見込額を算出し、不用額を減額しております。財源は県支出金を減額しております。

15ページをお願いします。7款1項5目保険給付費等交付金償還金34万7,000円の増額は、令和5年度の国特別調整交付金の精算金でございます。財源は基金繰入金を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第54号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。議案第54号について詳細説明をいたします。

議案第54号、令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,190万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,558万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年2月25日提出、由布市長。

主なものにつきまして内容を御説明いたします。

まず、歳入ですが、事項別説明書6ページをお願いいたします。

1款の保険料につきましては、直近の調定見込額等に基づき、特別徴収分を増額、普通徴収分を減額、滞納繰越分を増額し、合計1,209万5,000円を増額するものでございます。

次に、3款1項1目介護給付費負担金、3款2項1目調整交付金、2目地域支援事業交付金、4款1項支払基金交付金につきましては、介護保険サービス給付費の必要見込額の減額に伴い、予算を減額するものでございます。

3款2項4目保険者機能強化推進交付金331万5,000円、5目保険者努力支援交付金655万7,000円につきましては、額の確定に伴いまして、増額分として計上しております。

8ページの5款県支出金、7款繰入金につきましては、介護保険サービス給付費の必要見込額の減額に伴い、予算を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページをお願いいたします。1款総務費は、不用額を減額するもので、下段の3項1目認定調査費等の減額は、主治医意見書の作成件数の減によるものでございます。

15ページをお願いいたします。2款1項1目介護サービス等諸費、2項1目介護予防サービス等諸費につきましては、各サービスの必要見込額の減額に伴い、予算の減額をお願いするもの

でございます。

17ページをお願いいたします。2段目、2款4項1目高額介護サービス等費につきましては、サービスの必要見込額の増額等に伴い、予算の増額をお願いするものでございます。

下段の2款5項1目高額医療合算介護サービス等費につきましては、サービスの必要見込額の減額等に伴い、予算の減額をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。2款6項1目市町村特別給付費、2款7項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、サービスの必要な見込額の減額等に伴い、予算の減額をお願いするものでございます。

下段、3款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、国債の収益分298万7,000円を基金に積み立てるため、増額するものでございます。

21ページをお願いいたします。4款地域支援事業費です。対象者と事業回数の減少等により、不用額を減額するものでございます。

まず、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の委託料は、短期集中支援事業並びに高齢者への配食サービスに関わる787万2,000円を減額。下段の2項1目一般介護予防事業費の報償費は、健康応援団派遣事業等の謝金67万6,000円を減額するものでございます。

23ページの3項4目任意事業費、役務費の通信費33万7,000円は、介護給付費の通知を行わないための減額、委託料174万4,000円は、食生活改善事業の配食利用者の減少による減額でございます。

3項5目在宅医療・介護連携推進事業費の報酬費302万9,000円、共済費62万6,000円、旅費21万3,000円は、社会福祉士の雇用ができなかったため、不用分として減額するものでございます。

25ページをお願いします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金71万円は、令和5年度分の返還金の額の確定に伴い、増額でございます。

以上で、第54号の詳細説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第55号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。議案第55号につきまして詳細説明をいたします。

議案第55号、令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,891万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年2月25日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明をいたします。9ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費36万7,000円の減額及び1款2項1目徴収費51万1,000円の減額は、今年度の実績から見込額を算定し、不用額を減額するものでございます。財源は一般会計繰入金を減額しております。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金523万6,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合への納付金が確定したことに伴うものでございます。財源は一般会計繰入金を減額しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第56号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。議案第56号について詳細説明をいたします。

議案第56号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）。

令和6年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,878万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年2月25日提出、由布市長。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入から御説明いたします。

1款1項1目農業集落排水負担金44万円は、1世帯が住宅を新築して加入するものでございます。

2款1項1目使用料については、使用水量によって算定しています農業集落排水施設の使用量が減少したことにより減額でございます。

4款2項1目有価証券売却収入9万9,000円については、基金の運用収入が増加したことによるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金については、修繕費の減額によるものでございます。

5款2項1目基金繰入金については、修繕費の減額によりまして162万8,000円を減額し、公営企業会計への移行に伴い、廃止する基金の残高344万9,000円を増額することにより、本会計へ182万1,000円を増額するものでございます。

次に歳出を御説明いたします。9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費、区分1、一般管理費の積立金は、歳入で御説明いたしました基金の運用によりまして発生しました有価証券売却収入の9万9,000円を増額するものでございます。

区分2、給与管理費の共済費は、担当職員の共済費を4万8,000円増額するものでございます。

次に、1款1項2目維持管理事業費、区分1、施設維持管理事業の需用費は、台風10号によって被災しました来鉢処理区の応急管路と仮設管路の復旧工事につきまして、工法が確定いたしましたので、600万6,000円を減額するものでございます。

次に、3款1項1目の予備費につきましては、歳入で御説明いたしました公営企業会計への移行に伴いまして、廃止する基金の残高344万9,000円を本会計に繰り入れるものでございます。

以上で、議案第56号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第57号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（砂田 剛士君） 水道課長です。議案第57号について詳細説明をいたします。

議案第57号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和6年度由布市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

支出、第2款水道事業費用、補正予算額減額の1,981万3,000円、計8億3,464万4,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億1,684万7,000円」を「不足する額3億919万7,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億1,684万7,000円」を「過年度分損益勘定留保資金3億919万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。収入、第3款資本的収入、補正予定額減額の3,930万円、計9億3,157万3,000円。

支出、第4款資本的支出、補正予定額減額の4,695万円、計12億4,077万円。

第4条、予算第7条中、起債の目的、建設改良事業、限度額8億6,920万円を8億3,260万円に改める。

令和7年2月25日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

主な事項について御説明させていただきます。

まず、収益的支出でございます。

2款1項1目原水及び浄水費の委託料の減額補正につきましては、入札等の実績に伴うものでございます。

4目総係費の減額補正につきましては、実績に伴うものでございます。

2款2項1目38節企業債利息につきましては、実績に伴う減額によるものでございます。

次に6ページをお願いいたします。資本的収入でございます。

3款1項1目1節建設事業債の減額補正につきましては、入札等の実績に伴うものでございます。

3款3項1目1節消火栓建設受託金の減額補正につきましては、実績に伴うものでございます。

次に、資本的支出でございます。

4款1項1目15節委託料の減額補正につきましては、入札等に伴うものでございます。

4款1項1目30節請負工事費の減額補正につきましては、他事業の進捗状況や入札等に伴うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、議案第57号までの詳細説明が終わりました。

なお、議案第58号から議案第63号までは、予算特別委員会にて詳細説明を受けます。

お諮りします。先ほど上程いたしました諮問第1号及び諮問第2号並びに議案第1号から議案第11号までの人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定いたしました。

まず、日程第13、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。本案は原案に対し適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申することに決定いたしました。

次に、日程第14、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決します。本案は原案に対し適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第1号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第2号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。質疑はありませんか。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第18、議案第3号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第19、議案第4号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第20、議案第5号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とい

たします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第21、議案第6号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第7号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第23、議案第8号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第9号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第25、議案第10号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません。議案第10号についてお聞きします。

この方なんです、農業の作業従事の日数等が書かれていませんが、農業委員ということであれば農業に従事していなくても大丈夫ということで間違いはないでしょうか。その点をお知らせ

ください。

○議長（甲斐 裕一君） 農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（長松喜久一君） 農業委員会事務局次長です。委員については農業をしていなくても応募ができるということになっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これより議案第 10 号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第 26、議案第 11 号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 11 号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 79、議会基本条例調査検討特別委員会の設置

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第 79、議会基本条例調査検討特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。議会基本条例の調査及び検討のため、委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議長を除く 17 人の議員で構成する議会基本条例調査検討特別委員会を設置したいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、17人の議員で構成する議会基本条例調査検討特別委員会を設置することに決定しました。

ここで、委員会条例第9条第2項の規定により、議会基本条例調査検討特別委員会委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

.....

午後2時56分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

休憩中に、議会基本条例調査検討特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

委員長に佐藤孝昭君、副委員長に太田洋一郎君、以上のとおり互選されました旨を報告いたします。

----- . ----- . -----

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、2月28日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは明日の正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時57分散会
